

その他（２）

体罰の実態把握に係るアンケート調査の実施について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成27年1月29日
新潟県教育委員会教育長
高井盛雄

平成27年1月29日
義務教育課
高等学校教育課

体罰の実態把握に係るアンケート調査の実施について

1 目的

昨年度に引き続き、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、体罰の実態把握に係るアンケート調査を実施することとし、1月16日付けで県立学校及び市町村教育委員会に通知した。

2 調査対象

公立学校（新潟市立を除く。）の教育職員、児童生徒及びその保護者全員とする。

3 調査の概要

(1) 調査方法

調査対象者がアンケート用紙に記入し、提出する。

(2) 調査対象期間

平成26年度（平成26年4月1日から調査の日まで）

※調査日以降に体罰があった場合は、別途、アンケート用紙を提出する。

(3) 事実関係の把握

体罰に関する申告があった場合は、校長が事実関係を把握する。

(4) 結果の集約

調査結果については、県教育委員会が速やかに集約する。（4月以降予定）

4 実施スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 通知 | 平成27年1月16日（金） |
| (2) アンケート提出 | 平成27年1月30日（金） |
| (3) 市町村教委への報告 | 平成27年2月20日（金） |
| (4) 県教委への報告 | 平成27年2月27日（金） |

5 その他

- (1) 文部科学省においては、平成25年度以降、毎年実施する『人事行政調査』により体罰の実態を把握することとしている。
- (2) 新潟市立学校については、新潟市教育委員会が実施する。
- (3) アンケート結果の集約後、有識者から意見を伺う。
- (4) 体罰を行った職員の処分等については、県教育委員会が事実確認を行った上で、速やかに実施する。
- (5) アンケートの実施に関し、別紙により報道発表した。

体罰の実態把握に係るアンケート調査の実施について

県教育委員会では、昨年度に引き続き、新潟市立を除く県内すべての公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に対して、平成27年1月16日付けで、下記により体罰の実態把握に係るアンケート調査の実施について依頼しました。

記

1 調査対象者

- (1) 県立学校、市町村立学校の児童生徒及び保護者全員
- (2) 県立学校、市町村立学校に勤務する教育職員全員

2 調査の概要

- (1) 調査方法
アンケート用紙に記入し、提出する。
- (2) 事実関係の把握
体罰に関する申告があった場合は、事実関係を把握する。

3 集約

県教育委員会では、調査結果を4月以降、速やかに集約する予定です。

4 その他

- (1) 参考として、高等学校用の調査用紙を添付しました。
- (2) 新潟市立学校での実施については、新潟市教育委員会へお問い合わせ願います。



本件についてのお問い合わせ先

義務教育課 管理企画係長 本間 晃
(直通) 025-280-5629 (内線) 3847
高等学校教育課 管理係長 鈴木 勇二
(直通) 025-280-5610 (内線) 3879

(参考)

平成25年度 体罰の実態把握に係るアンケート調査結果の概要

() は平成24年度

校種	県教育委員会 への報告件数 (※1)	区 分			
		体罰 (※2)	不適切な 指導 (※3)	体罰等に 該当しない (※4)	
小学校	35 (32)	1 (2)	11 (19)	23 (11)	
中学校	23 (35)	1 (7)	11 (24)	11 (4)	
中等教育学校	3 (0)	(0)	2 (0)	1 (0)	
高等学校	17 (52)	4 (9)	7 (28)	6 (15)	
特別支援学校	2 (7)	(2)	(3)	2 (2)	
計	80 (126)	6 (20)	31 (74)	43 (32)	

※1 1人の教員が複数の事案に関わるものは1件としている。

※2 部活動指導に係る事案は、高等学校で2件であった。

※3 行為の態様等により体罰には該当しないが、指導に適切さを欠くと判断した事案は「不適切な指導」に区分した。

※4 正当な指導の範囲と判断されたもの、事実がなかったもの、確認できなかったもの等。

県立高等学校長 様
県立中学校長 様
県立中等教育学校長 様
県立特別支援学校長 様

教育委員会教育長

体罰禁止の徹底及びアンケート調査の実施について（依頼）

昨年度に全県で実施した体罰実態把握に係るアンケート調査の結果、新潟市立学校を除く公立学校において6件の体罰が把握されました。

件数は一昨年度の20件から減少したものの、依然として体罰事案が発生しており、体罰禁止の徹底について一層の取組が求められます。

については、今年度においても体罰の実態把握に係るアンケート調査を行うこととしましたので、下記により実施し、集約した結果を報告願います。

各学校においては、本調査を通じて改めて体罰の根絶を図るとともに、児童生徒に対して愛情をもった適切な指導が行われるよう周知徹底をお願いします。

記

1 体罰の実態把握の手順

- (1) 校長は、児童生徒、保護者、教育職員に調査用紙を配付する。
- (2) 校長は、調査用紙を回収して事実関係を把握した上で、その結果について別紙様式1、2に記入し、「体罰を受けた」「体罰を見た」「体罰を行った」という申告があった調査用紙の写しとともに、「児童生徒、保護者、教育職員へのアンケート調査」留意事項で指示する報告方法により、2月27日（金）までに所管課長あて提出する。
※報告の提出後に体罰が発生した場合は、速やかに下記担当者に報告する。

2 本通知に添付した書類

- (1) 「児童生徒、保護者、教育職員へのアンケート調査」留意事項
- (2) 「体罰に関する調査のお願い」（保護者依頼例）
- (3) 「調査用紙」（児童生徒、保護者、教育職員用）
- (4) 報告用紙（様式1、2）
- (5) 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（24文科初第1269号）

【担当】

（高等学校、県立中学校及び中等教育学校）
高等学校教育課 管理係 矢川
電話 025-280-5610

（特別支援学校）
義務教育課 管理企画係 本間、諏訪
電話 025-280-5629

生徒用調査用紙

県立

学校

年 組

記入日 平成27年 月 日

生徒氏名

- 1 あなたは、平成26年4月1日～今日までの間に、本校の教員から体罰を受けたことがありますか。体罰を受けたことがある場合には、下の表に記入してください。

(1)いつ頃ですか	平成 年 月 日 (※ 時期がはっきりしない場合は 学期 月頃)
(2)教員は誰ですか	
(3)何をしている時でしたか	
(4)場所はどこでしたか	
(5)どんなことをされましたか	
(6)どこが痛くなってどんなふうになりましたか	

(裏面もご覧ください)

- 2 平成26年4月1日～今日までの間に、本校の生徒が本校の教員から体罰を受けているのを実際に見たことがある場合は、下の表に記入してください。

(1)いつ頃ですか	
(2)その友達是谁ですか	
(3)何をしているときですか	
(4)場所はどこでしたか	
(5)教員はだれでしたか	
(6)どんなことをされていましたか	

保護者用調査用紙

県立

学校

年 組

記入日 平成27年 月 日

生徒名

保護者名

- 1 平成26年4月1日～今日までの間に、お子さんが本校の教員から体罰を受けたことがありますか。体罰を受けたことがある場合は、下の表に記入してください。

(1)いつ頃ですか	平成 年 月 日 (※ 時期がはっきりしない場合は 学期 月頃)
(2)教員は誰ですか	
(3)何をしている時でしたか	
(4)場所はどこでしたか	
(5)どんなことをされましたか	
(6)どこが痛くなってどんなふうになりましたか	

(裏面もご覧ください)

2 平成26年4月1日～今日までの間に、お子さん以外の生徒が本校の教員から体罰を受けているのを実際に見たことがある場合は、下の表に記入してください。

(1)いつ頃ですか	
(2)だれが体罰を受けましたか	
(3)何をしているときですか	
(4)場所はどこでしたか	
(5)教員はだれでしたか	
(6)どんなことをされていましたか	

回答期日 月 日

氏名 _____

- 1 あなたは、平成26年4月1日から今日までの間に、体罰を行いましたか。体罰を行った場合には「はい」を、行っていない場合には「いいえ」に○印を付けてください。

はい いいえ

※「はい」に○印を付けた場合は、以下の質問に答えてください。

(1) いつ頃
(2) どこで
(3) だれに
(4) どのようなことをしたのですか

- 2 あなたは、平成26年4月1日から今日までの間に、本校の教育職員の体罰を実際に見たことがありますか。見たことがある場合は、その状況について下の表に記入してください。

(1) いつ頃
(2) どこで
(3) だれが、だれに
(4) どのようなことをしたのですか

※ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
（24文科初第1269号）より

【体罰について】

この調査において『体罰』とは、

- 児童生徒に対して殴る、蹴るなど、体を傷つけるような行為をすること
- 児童生徒に対して長時間、正座をさせたり直立姿勢を保持させるなど、肉体的苦痛を伴う行為を強制すること

をいいます。